

製品安全データシート

【1. 製造者情報】

製造会社：新日本テクノ有限会社
住所：千葉県市原市五井 9039
担当者：品質管理課
電話番号：0436-25-2350(代)
FAX番号：0436-25-3603
作成：平成 5年 4月 1日
改訂：平成23年 2月 7日

整理番号 002-01

製品名

次亜塩素酸ソーダ

GHS ラベル要素



【2. 危険有害性の要約】

GHS分類

- ・ 物理化学的危険性
- ・ 引火性液体 : 区分外
- ・ 自然発火性液体 : 区分外
- ・ 水反応可燃性化学品 : 区分外
- ・ 健康に対する有害性
- ・ 急性毒性（経口） : 区分4
- ・ 皮膚腐食性・刺激性 : 区分3
- ・ 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2A
- ・ 発がん性 : 区分外
- ・ 生殖毒性 : 区分2
- ・ 特定標的臓器・全身毒性（単回暴露） : 区分3
(気道刺激)
- ・ 吸引呼吸器有害性 : 分類できない
- ・ 環境に対する有害性
- ・ 水生環境急性有害性 : 区分2
- ・ 水生環境慢性有害性 : 区分2
- ・ 危険有害性情報

<分類の名称>	腐食性物質
<危険性>	常温でも徐々に分解して酸素を放出し、酸化作用のある酸と接触すると分解して塩素ガスを発生する。金属類、天然繊維類の殆どの物を腐食する。日光、特に紫外線により分解が促進される。
<有害性>	1) 腐食性は苛性ソーダに匹敵し、酸性溶液にあえば次亜塩素酸を遊離して皮膚、粘膜を刺激する。吸収による全身中毒はほとんど起こらない。 2) 眼に入った場合は激しい痛みを感じ、すぐ洗い流さないと角膜が侵される。手当てが遅れたり、処置が適当でないと視力が下がったり、失明する可能性がある。 3) 長期にわたって皮膚に接触すると刺激により皮膚炎、湿疹を起す。 4) 次亜塩素酸ソーダ液のミストを吸収すると気道粘膜を刺激し、しわがれ声、咽喉部の灼熱感、疼痛、激しい咳、肺浮腫を生ずる。過って飲み込んだ場合、口腔、食道、胃部の灼熱、疼痛、まれには食道、胃に穿孔を生ずることもある。
<環境影響>	水中で徐々に分解する。

【3. 組織、成分情報】

<単一製品・混合物の区別>	単一製品
<化学名>	次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸ソーダ
<成分及び含有量>	有効塩素濃度 12.0%以上
<化学式又は構造式>	NaClO
<官報公示整理番号>	
化審法	1-237
安衛法	番号無し、既存化学物質扱い
<CAS No.>	7681-52-9
<TSCA>	7681-52-9
<EINECS>	231-668-3
<国連分類>	8 (腐食性物質)
<国連番号>	1791

【4. 応急処置】

<眼に入った場合>

直ちに多量の水道水で15分間以上洗眼し、医師の診断を受ける。
この場合、清浄な微温湯が容易に得られる場合は疼痛を軽減する点で冷水洗浄よりも効果がある。洗浄の際、瞼を指でよく開いて、眼球の隅々まで水が行き渡る様に洗う事。

<皮膚に付着した場合>

誤って人体、衣服に付いた場合は、直ちに汚染された衣服を脱ぎ、多量の水で洗い流す。異常のある場合は、医師の手当てを受ける。

<吸入した場合>

塩素ガスを吸入した場合は、直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、次のように処置をする。

- 1) 咳がでる程度の時は、新鮮な空気の風通しのよい所で身体を楽にして休息させる。
- 2) 塩素ガスで眼を痛めたときは、直ちに水道水で眼を開いたまま少なくとも15分間以上洗眼し、症状により医師の診断を受ける。
- 3) 重症の場合は、直ちに医師を呼んでその指示に従う。

<飲み込んだ場合>

万一、飲み下した場合は、直ちに口の中を水で洗浄し、多量の水または牛乳や生卵を飲ませる（意識の無い場合には口から何も与えない）。無理に吐かせないで、速やかに医師の診断を受ける。

【5. 火災時の処置】

<消火方法>

- (1) 不燃性であるが、火災時には刺激性もしくは有毒なヒュームやガスを放出する。
(周辺火災の場合) 速やかに容器を安全な場所に移動させる。
- (2) 移動不可能な場合は、容器及び周辺に散水し冷却する。

【6. 漏出時の処置】

- 1) 漏れた時は、人体や衣服を損傷するので水洗により早急に除去する。作業の際には保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、眼に入らない様にする。また、容器や付属品は常時点検し、漏れのないように努める。
- 2) 設備に対する応急処置としては、多量に漏れた場合は至急修理詰め替え、還元分解などの措置を講じるか、または多量の水で洗い流す。酸による中和は有害な塩素ガスが発生するので十分な防護対策を講じて行う必要がある。
- 3) 漏出処理作業時は十分換気を行う。

【7. 取扱い及び保管上の注意】

- <取扱い>
- 1) 移液の際は、分解または液漏れなどが起こらないよう設備をよく点検してから行う。また、容器のバルブやコックには部外者が触れないよう表示をする。
 - 2) 作業中に温度が上昇したり、重金属類の混入があると酸素を放出するので注意する必要がある。
 - 4) 誤って酸と混合したときには、塩素を放出するので直ちに苛性ソーダ、消石灰等のアルカリで中和する。

【10. 安定性及び反応性】

酸化性：強力な酸化剤

自己反応性・爆発性：無し 粉塵爆発性：無し

安定性・反応性：空気、熱、光、金属などに極めて不安定で放置すると徐々に有効塩素を失う。酸化作用のある酸とは、反応して塩素ガスを発生する。

【11. 有害性情報】(人についての症例、疫学的情報を含む)

急性毒性 (50%致死量等を含む)

：経口投与 マウス LD₅₀

雄 6.8ml/kg 雌 5.8ml/kg (有効塩素 10%)⁵⁾

幼児経口致死量 15~30ml (5%液)³⁾

悪急性毒性：F-344ラット (7週齢) に飲料水として投与した場合、2週間の投与で0.25%以上、また13週間の投与では0.2%以上で、著しい体重増加抑制が見られた。⁶⁾

慢性毒性：情報は得られていない。

ガン原性：情報は得られていない。

変異原性 (微生物、染色体異常)：情報は得られていない。

感作性：情報は得られていない。

生殖毒性：情報は得られていない。

催奇形性：情報は得られていない。

その他：酸化作用のある酸と反応して有害な塩素ガスを発生する。

【12. 環境影響情報】

分解性：水中で徐々に分解する。

蓄積性：情報は得られていない。

魚毒性：水棲生物に有害で、LD₅₀/96時間はアメリカヤナギバエに対し59mg/l、小エビ52.0mg/l。⁷⁾

【13. 廃棄上の注意】

- 1) 容器は使用後よく点検し、漏れや変質を防ぐため容器の変形、内部ライニング、塗装の亀裂、はく離、残留物の有無を確かめ、水洗、水切りをしておく。
- 2) 廃液及びマッドはそのまま廃棄すると土地、河川を汚染して農作物魚介類に影響を及ぼすので、そのまま廃棄してはならない。
- 3) 水で希釈し、亜硫酸ソーダなどで有効塩素を分解する。
- 4) 酸を使用して分解すると塩素ガスを発生し、大気汚染防止上好ましくないので、

完全な塩素ガス吸収装置の付いた密閉容器中で分解後、廃棄する。

【14. 輸送上の注意】

- 1) 腐食性が強いので、運搬容器及び移液設備（配管、弁、ポンプなど）は耐食性のあるものを使用する。
- 2) 分解しやすいので、遠距離輸送はなるべく避けたほうがよい。直射日光下の輸送は、温度上昇によって分解が促進されるので好ましくない。
- 3) 酸と接触すると分解して塩素ガスを放出するので、小型容器詰めのものとの混載は避ける。
- 4) 専用容器を他の物質と共用してはいけない。
- 5) 小型容器で輸送する場合、栓（ガス抜き栓）のあるところを上にして積載する。

【15. 適用法令】

火薬取締法：規制されない。

高圧ガス保安法：規制されない。

消防法：規制されない。

労働安全衛生法[※]：危険物に該当しない。

有機溶剤中毒予防規則：規制されない。

特定化学物質等障害予防規則：規制されない。

鉛中毒予防規則：規制されない。

四アルキル鉛中毒予防規則：規制されない。

エポキシ樹脂の硬化剤による健康障害防止の為の基準：規制されない。

（昭和51年6月5日 労働省通達 基発第477号）

変異原性が認められた化学物質：規制されない。

（平成9年12月24日 労働省基準局長通達 基発第770号の2）

労働基準法 感作性物質の指定：規制されない。

（平成8年3月29日 労働省基準局長通達 基発第182号）

毒物劇物取締法：規制されない。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：施行令別表第1

有害性物質 C類物質

（濃度が15重量%以下のもの）

船舶安全法 危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定に基づく船舶による危険物の運送基準等を定める告示：別表第3腐食性物質

（国連番号：1791 次亜塩素酸塩）

港則法：施行規則第12条 危険物の腐食性物質

航空法：施行規則第194条 告示別表第11 腐食性物質

（8 次亜塩素酸塩）

食品衛生法：施行規則第3条 健康を害う虞のない化学的合成品（別表第2）

食品、添加物等の規格基準の一部改正について：

「ごま」に使用することの禁止

(昭和 46 年 11 月 8 日 厚生省 環食化第 287 号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃アルカリ

PRTR 法：該当無し

注) 労働安全衛生法：施行令 別表第 1 第 3 号 危険物 酸化性の物
固体のものに限る

【16. その他の情報】

記載内容のお問合せ先：新日本テクノ有限会社

担 当 部 門：品質管理課

住 所：〒290-0056 千葉県市原市五井 9039

電 話 番 号：0436-25-2350(代)

F A X 番 号：0436-25-3603

メ ー ル：njc-info@nj-c.co.jp

【引用文献】

- 1) 日本化学会編 “化学防災指針7” 丸善 (1980)
- 2) 日本ソーダ工業会編 “安全衛生手帳 1992”
- 3) 東京連合防火協会編 “危険物データブック” 丸善 (1988)
- 4) 日本ソーダ工業会編 “次亜塩素酸ソーダ輸送設備取扱マニュアル” (1990)
- 5) 門馬純子ら：食品衛生学雑誌 Vol.27 P.553～560 (1986)
- 6) 古川ら：衛生試験所報告 98、62 (1980)
- 7) ギュンター・ホンメル編、新居六郎訳 “危険物ハンドブック”
シュプリンガ・フェアラーク 東京株式会社 (1991)

この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。

本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。

すべての化学品には未知の有害性がありうるため、取扱には細心の注意が必要です。
ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。

以上